兵庫県公報

令和5年6月27日 火曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

目 次

人事委員会規則

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第6号)

職員採用試験における試験区分の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年6月27日

> 兵庫県人事委員会 委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1正規の試験の款中「行政A(大卒程度)・経験者」を「事務系職種又は技術系職種(大卒程度・経験者)」に、「行政B(高卒程度)」を「事務系職種又は技術系職種(高卒程度)」に改める。

別表第5正規の試験の款中「行政A(大卒程度)・経験者」を「事務系職種又は技術系職種(大卒程度・経験者)」に、「行政B(高卒程度)」を「事務系職種又は技術系職種(高卒程度)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。